

日税連の意見に反対する

日本税理士会連合会が平成 22 年 5 月 31 日付で取りまとめた「税理士法改正に関する意見(案)」の「Ⅱ 改正要望項目 2. 税理士の資格取得に関する規定(1) 税理士の資格」において、「税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とする。弁護士・公認会計士に対しては、能力担保措置として、弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とする。」との方向性のもと、税理士法第 3 条及び第 8 条の改正案を提案している。

日本公認会計士協会は、この提案に下記の理由から反対する。

1. 税理士法改正提案の必然性・必要性又は立法事実がない
 - 重大な問題は起こっていない —
2. 税理士法改正提案は国民経済に重大な支障を来たす
 - 高度なサービスは公認会計士／税理士が行っている —
3. 税理士制度、税務業務の本質に関わる議論が不十分
 - 税務代理権の付与は課税庁の問題 —
4. 税務官署等行政実務経験者の能力担保措置に言及していない

日本公認会計士協会